

いわゆる一般道の検定合格警備員の配置義務路線について

5月1日公示された東京都公安委員会告示第169号によりますと、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の5の項の上欄に規定する交通誘導警備業務は、次の区間において行うものとされ、平成21年11月1日から適用されます。

(社)東京都警備業協会

路線名	区 間
一般国道1号	中央区日本橋一丁目1番先から大田区矢口三丁目16番先(都県境)まで
一般国道4号	中央区日本橋一丁目1番先から足立区西保木間四丁目14番先(都県境)まで
一般国道6号	中央区日本橋本町四丁目9番先から葛飾区金町三丁目47番先(都県境)まで
	墨田区八広六丁目8番先から葛飾区四つ木一丁目24番先まで
一般国道15号	中央区日本橋二丁目7番先から大田区仲六郷四丁目30番先(都県境)まで
一般国道16号	町田市相原町415番地先(都県境)から西多摩郡瑞穂町大字二本木935番地先(都県境)まで
	町田市相原町752番地先(都県境)から八王子市宇津木町789番地先まで
	町田市鶴間1620番地先(都県境)から同所782番地先(都県境)まで
一般国道17号	中央区日本橋室町四丁目3番先から板橋区舟渡三丁目24番先(都県境)まで
	練馬区北町三丁目13番先から板橋区新河岸三丁目7番先(都県境)まで
一般国道20号	千代田区霞が関二丁目1番先から八王子市南浅川町4224番地5先(都県境)まで
一般国道122号	北区王子一丁目10番先から同区岩淵町23番先(都県境)まで
一般国道246号	千代田区永田町一丁目8番先から世田谷区鎌田一丁目1番先(都県境)まで
	町田市鶴間1867番地先(都県境)から同所1105番地先(都県境)まで
一般国道254号	文京区本郷二丁目40番先から板橋区成増二丁目35番先(都県境)

都道千代田練馬田無及び都道練馬所沢 (目白通り)	千代田区九段北一丁目 13 番先から練馬区谷原六丁目 9 番先まで
都道日比谷豊洲埠頭東雲町 (晴海通り)	千代田区有楽町一丁目 8 番先から江東区東雲二丁目 6 番先まで
都道日本橋芝浦大森 (昭和通り)	港区新橋一丁目 7 番先から中央区日本橋本町三丁目 8 番先まで
都道新宿両国 (靖国通り)	中央区日本橋馬喰町一丁目 13 番先から新宿区西新宿七丁目 1 番先まで
都道東京市川 (新大橋通り)	中央区銀座八丁目 21 番先から江戸川区江戸川三丁目 54 番地先(都県境)まで
都道白金台町等々力 (目黒通り)	港区白金台一丁目 1 番先から世田谷区玉堤二丁目 15 番先まで
都道古川橋二子玉川、都道芝新宿王子、一般国道 122 号、都道王子金町江戸川及び都道王子千住南砂町 (明治通り)	港区南麻布二丁目 15 番先から江東区夢の島 2 番 15 先まで
都道白山祝田田町 (白山通り)	千代田区一ツ橋一丁目 1 番先から文京区白山五丁目 17 番先まで
都道環状七号 (環七通り)	大田区東海二丁目 1 番先から江戸川区臨海町四丁目 3 番先まで
都道環状六号	品川区北品川四丁目 7 番先から同区西五反田八丁目 3 番先まで
都道環状六号 (山手通り)	品川区東品川一丁目 32 番先から板橋区板橋二丁目 69 番先まで
都道東京大師横浜 (産業道路)	大田区羽田一丁目 1 番先から同区本羽田三丁目 24 番先(都県境)まで
都道環状八号 (環八通り)	大田区羽田五丁目 5 番先から北区赤羽三丁目 1 番先まで
都道淀橋渋谷本町及び都道新宿国立 (方南通り)	新宿区西新宿四丁目 1 番先から杉並区大宮二丁目 14 番先まで
都道新宿青梅 (青梅街道)	新宿区西新宿七丁目 1 番先から青梅市上町 325 番地先まで

都道御徒町小岩及び 区道 (蔵前橋通り)	文京区湯島二丁目 4 番先から江戸川区北小岩一丁目 19 番先まで
都道永代葛西橋及び 都道東京浦安 (葛西橋通り)	江東区永代二丁目 36 番先から江戸川区東葛西三丁目 16 番先(都県境)まで
都道古川橋二子玉川 (駒沢通り)	渋谷区広尾一丁目 16 番先から世田谷区上野毛四丁目 33 番先まで
都道赤坂杉並及び都 道杉並あきる野 (井ノ頭通り)	渋谷区富ヶ谷一丁目 12 番先から武蔵野市関前五丁目 10 番先まで
都道南田中町旭町 (笹目通り)	練馬区南田中四丁目 9 番先から同区旭町一丁目 42 番先(都県境)まで
都道練馬川口 (笹目通り)	板橋区三園二丁目 22 番先(都県境)から同所 2 番先まで
都道新宿国立 (東八道路)	三鷹市新川二丁目 12 番先から府中市武蔵台一丁目 22 番地先まで